

特251

893

昭  
和  
十  
四  
年  
二  
月  
族  
衛  
生  
資  
料  
第  
四  
號

優  
生  
斷  
種  
法  
に  
就  
て

96



始



特251  
893

# 目次

- 一、優生斷種法制定の趨勢…………… 一
- 二、斷種手術の沿革…………… 二
- 三、優生斷種法の目的…………… 四
- 四、優生斷種法の對象…………… 五
- 五、優生斷種法は何故必要か(一)…………… 六
- 六、優生斷種法は何故必要か(二)…………… 九
- 七、斷種法の科學的根據…………… 一一
- 八、優生斷種法に對する批判…………… 一八
- 九、外國に於ける實施狀況…………… 二三

## 一、優生斷種法制定の趨勢

今日優生斷種法は殆んど世界的潮流となつて居る觀がある。殊に世界大戰後民族意識が高揚されるにつれて一層隆盛となり各國相次いで立法し或は計畫して居る狀況である。その嚆矢は米國であつて、一九〇七年インディアナ州の制定を最初とし、現在では三十三州(内二十九州實施中)に及んで居る。其の他の國でも、カナダの二州、メキシコの二州、スキスの二縣、デンマーク、ドイツ、スエーデン、ノールウエー、フィンランド、エストランドに同様の立法があり、更にオーストラリア、キューバ、ブラジル、アイスランド、イギリス、チエッコスロバキヤ、ユーゴスラビヤ、リツアニア、シットランド、ルーマニヤ等に其の草案が發表されて居る。唯フランス、イタリヤは出生減少の顯著な爲或は宗教的偏見の強い爲に數の増加にのみ全力を擧げて贊の問題を顧る餘裕が無い様であるが之は例外とすべきである。

我國に於ても此頃尙劍に優生斷種法制定の問題が論ぜられて來たが、その歴史は餘り古い事では無く、大正十年六月に内務省の保健衛生調査會が民族衛生を取上げた事に初まつたと見て良い。この調査會は昭和五年三月以來特別委員會を設けて慎重に調査研究を續けて今日に到つて居るが、同じく昭和五年には民間に日本民族衛生協會が創始せられて主として優生運動に携つて以來漸く社會の關心が強くなり來た様である。其の結果として昭和九年六五議會、同十年六七議會、同十二年七〇議會、同十三年七三議會と既に四回も議員より斷種

特251  
893

### 目次

- 一、優生斷種法制定の趨勢……………一
- 二、斷種手術の沿革……………二
- 三、優生斷種法の目的……………四
- 四、優生斷種法の對象……………五
- 五、優生斷種法は何故必要か(一)……………六
- 六、優生斷種法は何故必要か(二)……………九
- 七、斷種法の科學的根據……………一
- 八、優生斷種法に對する批判……………一八
- 九、外國に於ける實施狀況……………二三

### 一、優生斷種法制定の趨勢

今日優生斷種法は殆んど世界的潮流となつて居る觀がある。殊に世界大戰後民族意識が高揚されるにつれて一層隆盛となり各國相次いで立法し或は計畫して居る狀況である。その嚆矢は米國であつて、一九〇七年インディアナ州の制定を最初とし、現在では三十二州(内二十九州實施中)に及んで居る。其の他の國でも、カナダの二州、メキシコの一州、スキスの二縣、デンマーク、ドイツ、スエーデン、ノールウエー、フィンランド、オーストラリアは同様の立法があり、更にオーストラリア、キューバ、ブラジル、アイスランド、イギリス、チリ、フランス、イタリアは出産減少の顯著な爲或は宗教的偏見の強い爲に數の増加にのみ全力を費されて居る。唯フランス、イタリアは出産減少の顯著な爲或は宗教的偏見の強い爲に數の増加にのみ全力を費されて居る。問題を顧る餘裕が無い様であるが之は例外とすべきである。

我國に於ても此頓眞剣に優生斷種法制定の問題が論ぜられて來たが、その歴史は餘り古い事では無く、大正十年六月に内務省の保健衛生調査會が民族衛生を取上げた事に初まつたと見て良い。この調査會は昭和五年三月以來特別委員會を設けて慎重に調査研究を續けて今日に到つて居るが、同じく昭和五年には民間に日本民族衛生協會が創始せられて主として優生運動に携つて以來漸く社會の關心が強くなり動いて來た様である。其の結果として昭和九年六五議會、同十年六七議會、同十二年七〇議會、同十三年七三議會と既に四回も議員より斷種

法案（民族優生保護法案）が帝國議會に提出された事は輿論の動向を指示するものとして充分注意する可きである。更に忘れてならない事は厚生省に優生課が新設された事であつて、民族衛生が所管事項の第一に掲げられる點から見ても、國家が如何に此の問題を重要視して來たかを知る事が出來よう。民族衛生即斷種では無いが、少くも最も急を要する事柄である事は間違ひない。斯くの如く機運は次第に熟して來た様に見える。

## 二、斷種手術の沿革

斷種手術と言へば一般には去勢手術と區別して考へられて居るが、デンマーク、スウェーデン等では之を混同して不妊手術を總括して言つて居る様である。然し普通には睾丸、卵巢等の生殖腺を除去するのを去勢手術とし生殖腺には手を觸れずに輸精管又は輸卵管を切斷又は結紮するのを斷種手術と稱して居る。去勢は非常に古くから洋の東西を問はず行はれて居た事は周知の事實であつて、支那の宦官やトルコ宮殿の守衛の話は餘りに有名である。尙刑罰として性的犯罪者に施されて居た事も官刑の歴史を見て明白である。官は男女の生殖器を意味し、官刑は五刑の一として支那の黃帝以後から盛に行はれて來たと言はれて居る。最も最初は性的犯罪者（主として姦淫罪）に適用されて居たが春秋以後は死一等減じた場合にも課せられる様になつたと云ふ。然し優生の目的から去勢を見るに、生殖腺を除去する爲子孫を絶つ事も絶對的ではあるが、同時に生殖腺の供給する内分分泌失ふ結果になるので所謂脱落症状が起る恐れがある。この内分泌は主として發育に關係があるので、發

育途中にある者には一層影響が甚しい。脱落症状として擧げられるものは、（イ）身體の性的特長未發達、性慾消失等の中性化、（ロ）身體四肢の發達異常、（ハ）體重の變化、（ニ）發汗、（ホ）筋力の減少、（ヘ）精神的には神經衰弱様の症状を起す等である。更に以前は支那の宦官の性格から見て、慘忍、陰險、冷酷になる性格異常を起す様に思はれて居たが、最近スウェーデン、デンマーク等で行はれた去勢の結果は其の反對であつて、性慾異常者に對する治療的作用以外に、感情を温和にして性格を和らげ反社會性を治癒せしむる所謂犯罪豫防作用があると云ふ事である。従つて發育期を過ぎた者に對する不妊手術としては時に望ましい場合が少くない。

今日法律を以つて去勢を實施して居る國は米國のオレゴン州、スウェーデン、デンマーク、ノールウェー、フィンランド、エストランド、ドイツあつて、何れも性的亢進又は倒錯の爲に自己及び社會に危害を及ぼす虞のある者を對象として居る。特にデンマークでは男子に對しては斷種よりも去勢を主として實施し、一九三四年六月一日迄に斷種二〇に對し去勢六三に及んで居る位である。

次に所謂斷種手術は單に輸精管又は輸卵管を手術するに止まるので去勢の如き脱落症状は勿論其の他の影響も殆んど顧慮する程度で無い。然も術式は比較的簡單であつて合併症も少なく容易に不妊の目的を達し得て便利である。その歴史は餘り古いものでなく、一八九三年ハリソンが初めて行つたのを嚆矢とする様であるが優生斷種の方法として廣く實施されるに到つたのは、米國インヂャナ州の感化院醫シャープの功績であると言はれて居る。男性斷種の術式は單なる輸精管離斷より始まつて幾多の方法が研究されて居るが、何れも極めて簡

單であつて、全身麻酔の必要なく、腰髄麻酔か局所麻酔で充分である。手術に要する時間は全部で十分位、入院する程でもないのが普通である。女性断種は男性に比して大手術を要するがそれでも所要時間は三十分、入院日數二週間前後、術式は開腹式と腔式とあり、輸精管の處置に到つては之亦幾多の方法がある。何れも生命

年次	氏名	方法
一八九三	ハリソン	輸精管離断(結紮セズ)
一八九四	レナンデル及びフエルフェリツヒ	輸精管切除(結紮セズ)
一八九四	イスナリデイ	輸精管離断及結紮
一八九五	ブラワン	輸精管二重結紮(離断セズ)
一八九六	シャロー	輸精管切除及結紮
一八九九	シャープ	輸精管切除及睾丸側断端結紮

の危険は殆んど無視して良い。男性断種の歴史は次の通りである。

尙X線照射は醫學的適應の断種の場合屢々用ひられるものであるが、装置が高價な上に結果が確實に測定し難いと云ふ缺點があり、殊に動物實驗では突然變異の原因となり不具畸型等を生

ずる危険が多分に認められるので優生断種の方法としてドイツを除いては一般に採用されて居ない。然し麻酔で手術に耐へない婦人に對しては便利な方法である。

### 三、優生断種法の目的

優生断種法の目的は、(イ)優生、(ロ)社會經濟、(ハ)犯罪の三者に大別される。其の他に醫學的目的もある

が、之は問題外であるから除外する。扱優生の目的とは惡疾遺傳を豫防撲滅して民族素質の向上を圖る事であり、社會經濟的目的とは其の家族の防貧と社會の負擔輕減を旨とし、防犯目的とは本人及び子孫の反社會性を除いて犯罪を豫防する事である。外國の断種法の目的とする所を次に掲ぐれば

國名	目的
ドイツ	優、防
デンマーク	優、防、社
スエーデン	優、社
ノルウェー	優、社、防
フィンランド	優、社、防
カナダ	優
メキシコ	優
エストランド	優、防
米國カリフォルニア	優、防
註	優—優生、社—社會經濟、防—防犯

我國に於いても勿論優生目的に主眼を置く可きではあるが實際には、經濟的精神的に其の家族の重荷を救ひ社會の負擔を輕減し、犯罪を豫防する等幾多の利益が同時に期待される事は言ふ迄もない。

### 四、優生断種法の對象

外國の立法を見るに次に掲ぐる如く遺傳性精神異常は各國を通じて何處でも對象となつて居て最も重要なものである。性的犯罪者遺傳性身體異常は之に次ぎ酒精中毒者微毒患者等迄を對象として居る所もある。

國名	對象
ドイツ	精身酒性
デンマーク	精、其他性
スエーデン	精
ノルウェー	精身酒性、其他性
フィンランド	精、性
カナダ	精
メキシコ	精
エストランド	精、性
米國カリフォルニア	精身酒性、精

註 精、遺傳性精神異常。身、遺傳性身體異常。性、性慾異常。酒、酒精中毒。微、微毒。其他、其他必要なもの。斯くの如く遺傳性精神異常が優生断種の對象として最も重要視される所由は優生學上、社會經濟上又防犯

上、最も關係深い疾患であるからである。之に對し遺傳性身體異常は生活能力上に缺陷があるが反社會性を缺き、社會經濟的の意味も夫れ程で無いから自然第二義的に扱はれる譯である。又酒精中毒は甚しいものは素質に缺陷があるものと認められるから特に擧げなくても遺傳性精神異常に含まれる事が多い。尤もその胚種に及ぼす害毒を顧慮すれば相當重要な民族毒であるが、我國には幸にして悪性の酒精中毒は僅少であるから外國の様に心配する事はない。性慾異常も同様であつて、外國には烈しい倒錯者、醜惡な變態性慾者が夥しいが之も幸にして我國には極めて稀である。梅毒、結核等は遺傳病でないから、他の方策を考ふ可きは言ふ迄もない。尙重症犯罪者を斷種する國は殆んど無いが、之は當然の事であつて、犯罪は遺傳するもので無く、其の根源たる精神異常が遺傳するからである。

### 五、優生斷種法は何故必要か(一)

第一は民族變質を防止する爲である。民族變質とはモーレルによつて最初に提唱された學說であつて、彼によれば民族は精神的健康の世代から不健康の世代へと進行的に低下増悪しつゝ、あるものであつて、それは主として遺傳的な影響によつて惹起されると考へた。ブムケも一國民の身體的健康や文化的能力が衰へたり、犯罪、不妊、自殺が増したり、梅毒、アルコールが蔓延したりする現象を民族變質と稱し、其の原因を遺傳と民族毒に歸して居る。モーレル以來此の民族變質論には賛否數多く行はれたが要約するに、(イ)民族は社會的條件の

如何に拘らず必然に變質衰亡すべき運命にありとする悲觀論、(ロ)民族變質は充分に起る可能性はあるが、如何にしても避けられないと云ふものではないと云ふ折衷論、(ハ)變質は起る可きものに非ずと云ふ樂觀論の三者に大別される。最後の樂觀論の誤まつて居る事は勿論であるし、第一の悲觀論が餘りに極端なものも言ふ迄もない。然しこの悲觀論は主張する人も仲々にある。ライブマイヤー、リボー等は民族も個體の如く壽命を有し、必然的に没落の運命にあると考へた。古代埃及、ギリシヤ、ローマ、インド等文化民族興亡の跡を顧れば如何にも民族に壽命があるかの如き觀を與へるが、深く其の没落の原因を探れば決して單に宿命と言ひ切る事は出来ないものがある。即ち其の衰亡の要因として人口減少と質の低下が見出されるが、之即ち逆淘汰と民族毒の結果であつて、中流階級の産兒制限による出産減少と劣悪階級の無自覺なる多産及び酒精、梅毒の蔓延によるものである。然し乍らこの現象たるや決して人智人力を以つて阻止出来ないものではない。ブムケ、クレペリン、リユーデイン、ランゲ等は何れも此の點に立脚して社會に力強い警告を發して居る。即ち現實に變質は起りつゝあり、此儘に推移すれば我々亦も古代民族の如く何れは滅亡を免れないが、其の因由の明白なる今日速かに其の對策を講ずるに於いては充分に新らしい將來を期待出来ると説くのである。

民族變質は理論に非ずして事實である。其の證據として擧げられるものは一般出生率就中層知識階級の出産率の遞減と精神缺陷者、精神薄弱者等劣悪分子の出生過剰の事實である。この現象は世界文明各國共通の出來事であつて識者の等しく憂ふる所である。

然して知識階級の出生率減少は意識的なる産兒制限が主要なる原因をなし、劣悪遺傳分子の出生過剰は彼等の無自覺なる生殖が第一の要素をなして居る事も、幾多の統計から見ても疑ふ餘地がないとされて居る。

我國でも昭和九年に東京市が教育程度と出生率を調査したが無學者に最も多く、教育程度の高い者程少くなつて居る。聖代に於て無學なる者は心身に相當甚しい缺陷あるものと判断して間違ひ無いから、此處にも其の證據が窺はれる。勿論人間社會にも自然淘汰は行はれて居るが、現實には逆淘汰の方が強くて之を凌駕しつゝある狀況である。その結果として精神病者、精神薄弱者、病的な人格者等が絶對的にも相對的にも激増する。例へば精神病者の統計を見ても、昭和元年から同十一年迄に人口萬に對する割合が九・九八から一一・二五に飛躍して居る。歐米文明諸國は我國よりも老境にある爲にこの傾向は一層顯著である。米國は病者の全部を收容する方針であるがその公立病院收容患者の一般人口萬に對する割合は一八八〇年六・三七、一九二〇年一七・三〇、一九二九年二二・五九と云ふ狀況である。(註、米國では病者の八割が公立精神病院に、他の二割が其の他の施設に收容されて居る)然して一九三三年には公私の施設に收容されしもの合計四二七、三四三人に達し、然も年々新たに三十七萬人の病者が増加すると傳へられる。又ドイツは病者の三分の一を收容するのを眼目として居るが、一九二九年に收容患者一五五、一〇九人、人口萬につき二五人であつたのが一九三五年には二〇〇・八〇一人、人口萬につき三〇人と云ふ大きな數字になつて居る。文明が進めば精神病が増加すると云ふのは常識である。結核、癩其の他の國民病が次第に撲滅されて行くに拘らず、精神病だけが獨り増加する疾病である

この現象を逆淘汰の爲とせずして微毒、酒精、其の他環境の悪化せる結果であると言ふ人もあるが、精神病の外因性と内因性のもの、割合が相當期間を置いて觀察しても略同様である事は之を否定する良い材料である。そして内因性即ち遺傳性のものが常に六割以上を占めて居る事から見ても其の増加の主因が逆淘汰の現象と言つて間違ひない。精神薄弱や疾的人格に到つては淘汰を受けること精神病より少く生殖力は遙かに大なるものであるから、その増加の程は想像に餘りがある。以て如何に彼等が民族變質の主役をなして居るかを知る事が出来よう。

#### 六、優生斷種法は何故必要か (一)

第二の理由は遺傳性精神異常者の反社會性を消滅せしめんが爲である。彼等は其の病的な判断や妄想妄覺等のために容易に恐る可き犯罪に陥る。殺人、放火、傷害等幾多の悲惨事が彼等によつて醸成されつゝ、ある事は日常新聞紙に傳ふる所によるも明白である。日本刑事統計によつて心神喪失者として罪を免ぜられたもの、數を調ぶるに毎年六百人前後に達して居る。心神喪失者は明らかな精神病であり、心神耗弱者は輕症精神薄弱。病的な人格等であるから、後者の犯罪に到つては恐らく非常な數であらう。精神異常者は斯くの如く社會に放置すればあらゆる社會惡の原因となる。不良少年、浮浪者、賣笑婦の過半數が精神薄弱、病的な人格である事は既に周知の事實である。

理由の第三は精神異常者の社會家族に及ぼす經濟的の損失が莫大なる爲である。社會の蒙る損害とは彼等の犯罪のために蒙る損失と彼等の保護に要する經費の合計であつて、之が巨額に達することは言ふ迄も無い。假りに精神病者保護費だけ見ても非常な額である。我國の様に精神病院の保護に要する經費の合計であつて、之が巨額に達することは言ふ迄も無い。假りに精神病者保護費だけ見ても非常な額である。我國の様に精神病院の僅少な國家でも毎年其の保護の爲に國家の支出する金額は三〇〇萬圓を遙かに超過して居る。然も之は病者中僅かに一萬數千人を收容するに要した費用に過ぎない。歐米諸國の如く精神病者の三分の一乃至全部を收容して居る所ではこの額は一層巨大になる。例へば米國は一九二八年に公立精神病院だけで九、五二四萬ドル、獨逸は一九三五年に一四、三〇〇萬マルクをこの方面に支出して居る。更に不良少年、犯罪者、精神薄弱者等を含めて之を保護する費用を總計し之に犯罪に依つて蒙る損害を合算すれば、蓋し想像に絶した額に上るであらう。斷種法はこの經濟的損失を軽減するに益する所が少くないであらう。次に家族の蒙る經濟的損害も他のあらゆる疾患にも増して一層甚しいものがある。何となれば精神異常者は一般に病覺を缺乏抑制能力を失ふ爲に日夜自己の欲する儘に行動して家庭を攪亂する。之を看護して社會に迷惑を及ぼさぬ爲には一家を擧げて病者に掛り切らねばならない。従つて家族全部の収入が中絶する。加ふるに精神病は多く難治であり長年月の治療を必要とするを以つて其の費用の負擔は自然と莫大となり中流階級以下では到底堪へる事が出来ない。一人の精神病者が發生すれば親類縁者の端迄破産に瀕するのが普通である。實に生活の安定を脅かすこと精神病より大なるは無しと言ふ可きである。

理由の四は精神異常者が子女を養育する能力を缺く爲である。精神病や低能は元來自身さへ扱ひ兼ねる無能力者であるから子供を生んでも到底自分で世話する事は出来ない。生れた子供が幸にして親の惡質を遺傳して居なくつても生れ乍らの環境が斯くの如くであつては結局劣悪者になるだけである。以上は精神異常者に就いて斷種法の必要なる理由を概説したのであるが以つて優生學上、防犯上、社會經濟上、其の他の理由よりして如何に此の制度の重要なるかを知り得るであらう。

### 七、斷種法の科學的根據

斯くの如き重要立法ではあるが、人類遺傳の基礎に立つて斷種手術を施さんとするのであるから、其の成否は一に遺傳學的根據の確實不確實にか、つて居ると言へる。實に遺傳こそ生命線である。そして又反對論の多くは人類遺傳學の未完成を言ふのであるが、之は寧ろ知らざる者の空虚な説であつて、今日の遺傳學殊に精神病の遺傳に關する研究は最近十數年の間に長足の進歩を示し、殆んど完成の域に達して居るのである。次に其の概要を述べて、本法の科學立法なる所由を明白にしたいと思ふ。

大體自然科學に於けるメンデル法則に人類遺傳を當て嵌め様とする考へは精神病の如く發病性動搖の高い一群では極めて困難とされる所である。例へば一卵性双生兒研究を見ても、非相似の現はれる率は相當に高く、

精神疾患の成立に遺傳因子以外の環境因子を必要とする事が明白である。この發病性動搖は精神分裂病で平均二六・三%、躁鬱病で二〇%、癲癇病で一〇%と言はれて居る。従つて其の遺傳研究も暫くメンデル法則から離れ、實驗的材料を基礎として實際應用の出来る結果を出さうとする方面に進んで来たのであつて、之を經驗的遺傳豫後の研究と呼ばれて居る。其の研究方法には或る病者と如何なる關係に在る係果が何の程度の罹患率を有するか(蒐集法)又如何なる條件の際にこの危険が増減するか(分別法)更に病的因子と優秀因子との間に如何なる遺傳關係があるか(綜合法)の三者があつて就中蒐集法、分別法が主要なものとされて居る。この經驗的遺傳豫後の研究はリユードイン、ルクセンブルガー、ホフマン、オブラー、ゲンゲナーゲル、カルマン、シュルツ、ユダ、カーン等によつて大成され、相次いで貴重な成果が發表されて居る。其の主なるものを表について述べて見るに、

イ、平均成員中(ドイツに於ける)の罹患率

精神分裂病	〇・八五%	躁鬱病	〇・四四%	癲癇病	〇・三%
-------	-------	-----	-------	-----	------

ロ、精神分裂病の遺傳豫後(蒐集法)

係果	被檢者數	精神分裂病	分裂病質	係果	被檢者數	精神分裂病	分裂病質
子供	一、五九五	一六・四%	三二・六%	從同胞	六六五	一・八%	一・九%

孫	甥姪	曾孫	同胞	平均成員
一、二九三	二、九八五	七一	五、〇〇〇	七、三四三
三・〇%	一・八%	—	一〇・八%	〇・八五%
一三・八%	五・一%	三・九%	—	二・九%

備考 分裂病質は精神分裂病様病的な人格にして、以上の成績から見て分裂病の遺傳因子を一部所有せるもの Heterozygot と認められてゐる。

ハ、精神分裂病の遺傳豫後(分別法)

孫	子	同胞	甥姪
兩親正常 片親精神病質 兩親精神病質 兩親非分裂質 片親分裂質 片親分裂病質 片親分裂病質性負因者 兩親共外見正常	兩親共分裂病 片親分裂病	片親分裂病 兩親分裂病	兩親精神病質 兩親精神病質 兩親非分裂病質 兩親分裂病質 兩親分裂病質 兩親分裂病質
四・二五	六三・四% 九一・〇	四・三% 五・〇	一一・〇
〇・七 一・五 三・七 一・四 三・一 四・八	二・六 五・五 八・九 四・七 七・一 二・三・八	二一・二 九一・〇	二・〇 一・五 六・一 一・五 二・七 一・〇

同從胞	兩親正常 片親精神病質 兩親精神病質	〇・八 一・四 二・〇	七・八 九・〇 三〇・〇	兩親非分裂病質 片親分裂病質 兩親分裂病質	〇・九六 二・一 一四・七 五二・六
-----	--------------------------	-------------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

ニ、躁鬱病の遺傳豫後(蒐集法)

係	累	被檢者數	躁鬱病	循環病質
子	供	三一〇	二四・四%	一三・四%
從	胞	六〇二	二四・四%	二・〇
同	胞	一、〇五二	二・五	一・〇
平	均	一、〇一八	一二・七	二・七
均	成	七、三四三	〇四・四	〇・八

備考 循環病質は躁鬱病様的人格であるが躁鬱病との關係は分裂病程密接でなく、躁鬱病の遺傳因子の所持者で無いと見られてゐる。

係	累	件	躁鬱病	發病ノ疑アルモノノ%	發病ノ疑中ノモノノ%	循環病質
子	供	片親躁鬱病 兩親躁鬱病 片親躁鬱病 兩親躁鬱病 片親循環病質	三〇・六一三三〇%	一四・五—三〇・〇%	三七・五—五〇・〇%	一七・九
均	成	片親躁鬱病 兩親躁鬱病 片親躁鬱病 兩親躁鬱病 片親循環病質	三〇・六一三三〇%	一四・五—三〇・〇%	三七・五—五〇・〇%	一七・九

茲に掲げた諸表によつて本病が劣性の一様である事は明白であるが、夫れが同義二對因子 dimer であるか又は單純 monomer なるものであるか詳らからない。更に本病遺傳に分裂病質が緊密な關係を有して居る事も確實であつて斷種は本病と併

同男胞	累	被檢者數	躁鬱病	癲癇病質
胞	胎	一二・四 六・一 二・五	七・三 三・〇 一・八	一六・一 七・〇 三・四
均	成	一二・四 六・一 二・五	七・三 三・〇 一・八	一六・一 七・〇 三・四

ハ、癲癇病の遺傳豫後(蒐集法)

係	累	被檢者數	癲癇病質
子	供	一、一五八 二八	一一・〇%
孫	男	四九三	一・二
同	胞	六二六	四・一
平	均	七、三四三	〇・三

備考 癲癇病質ハ癲癇様的人格ニシテ、癲癇ニ對スル關係ハ分裂病ノ場合ト同様ニ癲癇病ノ因子ヲ一部所持セル(Heterozygot)ト見ラレム。

ト、癲癇病の遺傳豫後(分別法)

係	累	件	癲癇又ハ癲癇病質	其ノ他ノ異常
男	妊	兩親共非癲癇病質 片親癲癇病 兩親共癲癇病質 兩親共正常	五・九% 一三・八 三七・五 三・三	一八・六% 二五・九 三七・五 一二・一

せて分裂病質の發生を豫防する。尙又分裂病者の子供の發病率は一六・四%であつて、比較的少數とも言へるが、分裂病質の發生率は三二・六%もあり、之を合せると約五〇%即ち子供の子數は異常者である。

躁鬱病の遺傳形式は優性説(リユードイン)二つの劣性因子と一つの優性因子とよりなる云ふ説(ワインベル

片親精神病質	一三・六	三〇・〇
両親共ニ精神病質	二六・一	五六・五

チ、精神薄弱の遺傳豫後

子	供
両親共異常ナキ時 精神薄弱者ノ同胞	五八・〇% (ルクセンブルガー)
片親精神薄弱ナル時 精神薄弱ノ同胞	一三% (ロケー) 一七・八% (ブルツガー) 五〇% (ライテル及オストホッフ) 七三・八% (ライテル及オストホッフ) 五一・二六% (ブルツガー) 三三% (ロケー)
片親精神薄弱ナル時 子供	二二% (ホイブネル) 三三% (エルデルトーン) 六五・一% (ライテル及オストホッフ) 五四% (ダーベンホート及エルデルトーン) 但健康ナ相手モ 負因アル時
両親共精神薄弱ナル時 子供	六一・五四% (ユダ) 五七% (ジョツテルン) 七七% (ダーベンホート及エルデルトーン)

一六  
グ) 性に關係ありとなす説(レンツホフマン)等があり、最近リューデインは後二者の合したものを考へて居るが、要するに多分に優性遺傳の傾向がある事は確實である。尙本病の係果には屢々優秀な才能を有するものが尠く無く、且發病しても治癒し易く痴呆になる事が無い病氣と見られて居るから斷種に際しては充分に顧慮する必要がある。

両親共精神薄弱ナル時 精神薄弱者ノ同胞	九〇・七% (ライテル及オストホッフ) 九一・一五% (ブルツガー) 一〇〇% (ロケー)
父親精神薄弱ナル時 子供	二八・四四% (ユダ) 一四% (ジョウテルン) 四一・七% (ザツレル) 四五・六% (クレイエンベルグ)
甥 姪	一〇・二% (ユダ) 一一・四% (ブルツガー) 七〇・一八・二% (ロケー) 五・一% (正常者ノ甥姪ユダ)
甥姪ノ子	六・四% (ユダ) 四・三% (正常者ノ甥姪ノ子ユダ)

要がある。  
癲癇は尙多少研究が未だしの觀がある。然し其の遺傳形式は劣性遺傳の基本型である事は明白であるし又病者の家系には不良素質者多く、身體的異常者亦多い。且其の精神發作時の反社會性が極めて

甚しいものがある爲に斷種の對象として仲々重要である。尙所謂症候性癲癇は眞性癲癇とは勿論別個の扱をなす可きであるが、癲癇性原因が關係して居る事も確實であるから、其の意味で考慮す可きである。  
最後に精神薄弱の遺傳であるが、之は元來生物學的に一種でなく優性、劣性、多元性等雜多なものが混合して居ると言はれて居る。従つて其の遺傳豫後の研究も人によつて違つた結果を出して居る。  
精神薄弱は全數の三分の二が遺傳性と言はれて居る。そして其の發病蓋然性は極めて高く、ルクセンブルガ

一によれば一〇〇%であつて、精神薄弱成立の原因があれば環境の如何によらず悉く精神薄弱となつて顯はれるものとされて居る。然し乍ら精神薄弱には數多くの型があるから其れが總べて同様であるとは限らない。尙昔から馬鹿につける薬はないと言はれて居る通り僅かに教育治療によつて反社會性を或る程度矯正出来るに止まり、到底根本的に治癒せしむる事は出来ない。加ふるに其の係累に優秀な者の出現する事は殆んど期待出来ないから斷種の對象としては最も重要なものである。

### 八、優生斷種法に對する批判

以上述べ來たつた所によつて斷種法の概要を大體説明し得たと思はれるが、元來本法は子孫を絶滅せしめんとするものであつて、生命を奪ふに次ぐ重大事であるから、斷種に對する批判は充分に検討する事を忘れてはならない。然し乍ら反對論は之を慎重に考究すれば單なる杞憂か又は無理解の結果である事が大部分である。即ち

- イ「人類遺傳學は未だ不充分である」
- ロ「精神病の原因は未だ詳らかで無い」
- ハ「精神病が増加すると云ふ證據は無い。若し又増加するとしても夫れは外因性患者の増加である」
- ニ「斷種法は精神病學殊に治療學の發達を阻碍する」

ホ「斷種法は精神病悉くが遺傳性にして不治なりと云ふ思想を普及する」

ヘ「斷種される對象の範圍が明確で無い」

ト「精神病患者は斷種を恐れて精神病院を訪れず自宅で誤れる治療をする事になる」

チ「斷種されし者の家族は遺傳の極印を押されたこと、なるので極めて可愛相である」

等は屢々聞く意見であるが、之等は皆反對せんが爲の論旨であつて、今日の精神病學、人類遺傳學は既に相當完成の域に近くて斷種法の基礎は確實であるし、立法の精神を充分に説明して世間の認識を是正し運用上弊害の起らぬ様細心の努力を拂ふ事によつて幾多の社會的影響は防ぎ得るのである。又精神病學殊に治療學は斷種法によつて一層刺激されて寧ろ格段の進歩を示す事はドイツの例を見ても明白である。只立法の基礎たる人類遺傳學が外國に於いてこそ相當成果の見る可きものがあるが我國に於ける研究の乏しい事を擧げて時期尙早を説く人があるが、臨床的に同一疾患と思はれるものは遺傳學的にも同一疾患と見るのが當然であるし、外國に於ける遺傳形式は我國に於いても大體同一と考へて差支ない。之は他の遺傳形式の判明せる身體的疾患に就いて彼我の間に大差のあつた例が無い事から見ても想像される。

勿論我國に於ける人類遺傳學の研究は極めて望ましい事ではあるが、夫れが不充分であるから時期尙早と云ふ説は立たぬと思ふ。

リ「天才迄併せて失ふ結果になる」

之は案外廣く行はれて居る意見であるが、今日の遺傳學によれば天才と狂人とは全然別個の遺傳因子に基づく事が明白であつて、同一家族に出た場合は偶然の一致と見る可きである。兩者は決して親類で無いから問題とする事は無い。

ヌ「遺傳率が僅少である」

即ち病者の子孫と雖も全部が發病する譯で無く、發病しない者の方が多い。例へば精神分裂病について見てもルクセンブルガーによれば本病患者の子供には一六・四%の割合に發病するので八三・六%は發病しない。斷種は斯くの如き發病しない大多數の者を犠牲にして少數にして少數の病者の發生を防ぐ事になると云ふ説がある。之は前にも述べた通り精神病患者を無視した考へであつて、病質者は多く遺傳因子を一部所有する異種接合子 Heterozygot であり、従つて本病遺傳の密接な關係を持つて居て、寧ろ病者よりも遺傳の主流をなすものと見られて居る。而も病質者は社會に及ぼす影響仲々大である爲ドイツ等では「強度なる病的な人格者」は斷種の對象と迄なつて居る位である。然も病質者の發生率は病者よりも遙かに高く精神分裂病では子供に三二・六%であるから分裂病の一六・四%と合算して四九%即ち半數は異常者となる割合である。決して遺傳率は僅少でないのである。

ル「隔離で目的を達し得る」

隔離して居る間は自然生殖の機會が失はれる爲目的を達する事になるから、斷種の如き手段を用ひずとも收

容施設を擴充すれば充分であると言ふ人もあるが斷種を必要とするものは多く隔離を要しない程度の輕症者、輕快者である。歐米の如き施設の行き届いた所でも斷種法を制定しつゝ、ある事は良い反證であつて、隔離では到底不充分なのである。生涯隔離を要する者には斷種は必要であつて、對象の程度が異なる點に注意せねばならない。但し施設の擴充は保護治療の徹底上別個の意味に於いて極めて望ましい事である。

ヲ「精神病治療學の進歩は總べてを解決する」

不治と言はれて居た精神分裂病の如きもインシュリン療法其の他の新しい治療法の發見によつて相當に治癒しつゝあるから、總ては悉く治癒し得る時が来るであらう。従つて斷種法は不必要であると云ふ説もあるが、治癒して社會に出る機會が増加する程生殖の機會が多くなり、夫れだけ斷種が必要になる筈である。現に歐米の斷種實施中の諸國でも退院時の條件として斷種を施しつゝある實狀を見ても明白である。従つて治療が進歩しても斷種は不必要とは言へない。

ワ「斷種は風俗を亂す結果になる」

斷種された男女は無責任となり、風俗を壞亂する虞がある様に思はれた事もあつたが、米國カルフォルニア州の實施成績を見ても之は全然杞憂である。又社會に避妊思想を普及する危險がある事も豫想されるが、之は勿論充分に防止出来る事である。

カ「階級鬭争を激化する」

斷種法が階級立法なりと云ふ非難は英國にて本法の成立を妨げ、其の他の國でも相當に聞く意見である。之は斷種は主として貧困階級に適用され富者權者は免れると云ふ前提から出發した非難であつて、問題はこの前提が當つて居るか否かで決定する。勿論この非難の如き事があつてはならないし、又我國ではあり得ないことと思はれる。

ヨ「家族制度を破壊する」

敬神崇祖の家族制度の我國に於いて、先祖の祭をなす可き子孫を絶つのは不可であると云ふ非難も屢々聞く所である。之は大和民族全體を一家族と考へる事によつて容易に解決される。家族制度は健全なものが主體となつて劣弱分子を保護し乍ら營んで行くのであるが、その重荷となる可き劣弱者の發生を防止する事は家族制度を助長こそすれ破壊する結果にならない。現に存在する病者は何處までも保護す可きであるが新らしく生ずる者は出来るだけ防止せねばならない。尙一家庭について見ても精神病者が一人發生すれば殆んで破滅に瀕する事も既に述べた通りである。實に家族制度を破壊するものは病者自身である。

タ「權力が濫用される」

レ「急いで實施する必要はない」

ソ「斷種は神の意志に反する」

カトリックでは殊に斷種を神意に反するものとして非難する。我國でも或る宗派では同様の意志を持つもの

がある様である。若し斷種が神意に反するとすれば總べての醫療も亦神意に反くであらう。自然に放置するところが決して神の意志ではあるまい。

ツ「外國の斷種法は政策の具である」

米國は不良移民の繁殖を阻止せん爲、ドイツはユダヤ人を排斥する爲、スカンジナビヤ半島諸國は人口を減少せしめんが爲夫れ、他の目的があつて、其の政策の道具として、斷種法を制定したのであるから決して範と爲す可きで無いと云ふ臆測から出た反對論もある。この臆測は何處迄も臆測であつて證據立てる何物も無い。

ネ「痴愚魯鈍者は不潔な雜用を爲さしむるに必要である」

不潔な雜用は普通人は嫌がるが、智能の低級な者は喜んで行ふから殘こして置く方が好都合であると言ふのであつて、外國殊に米國に於いて屢々行はれる反對論である。之などは寧ろ人格を無視した暴論と言ふ可きである。

以上で反對論の主要なものを大體述べ盡したと思ふが何れも斷種法を根本的に否定し去る様なものは見當らない。

## 九、外國に於ける實施狀況

最後に實施諸國の實狀を述べて参考に資したい。

イ、米國、一九三七年一月一日迄に斷種されし者は二五、四〇三人、其のうちカリフォルニア州だけで二、四八四人に達して居る。其の狀況を表示すれば

米國に於ける斷種成績 (一九三七年一月一日迄 二五、四〇五名 一九二八年一月一日迄 八、五五一名)

備考 州名の横の數字は立法年次

州名	一九二八年	一九三七年
アラバマ	1	1
アリゾナ	1	1
カリフォルニア	5,820	2,484
コネチカット	158	395
デラウェア	77	494
アイダホ	77	494
インディアナ	120	549
アイオワ	57	107
カンサス	647	1,750
メイン	5	129
ミシガン	106	1,696
ミネソタ	232	1,278
ミシシッピ	1	322
モンタナ	35	96
ネブラスカ	308	312
ネブラスカ	46	326
ニューヨーク	42	42
ニューハンプシャー	4	4
ニューヨーク	390	390
ノースカロライナ	33	334
ノースダコタ	1	155
オクラホマ	3	3
ネヴァダ	1	1
オレゴン	511	1,105
ソーダ	64	106
ワシントン	27	139
バージニア	9	196
ワイオミング	1	1
ウェストバージニア	218	792
ユタ	1	1
シエラネーヴ	1	1
ニュージャージー	1	1
ニューハンプシャー	1	1

斯くの如くカリフォルニア州だけで全部の約半数を占めて居て最も盛んであるが、之に次いでバージニア、オレゴン、カンサス、ミシガン、ミネソタ等が活潑に實施して居る。其の他の所では大して成績が擧つて居ない。

ロ、カナダ、アルバータ州(一九二八年制定)に於いて一九三五年迄に男四人、女一五八人、計二〇六人が斷種されて居る。一九三三年迄には僅かに一三二人であつたから、其の後急速に増加して居る様である。ブリチッシュコロンビヤ州(一九三三)の成績は不詳である。

ハ、スミス、ワード縣(一九二八)一九三四年末迄に申請數八八、斷種數四四、去勢數二と云ふ狀況である。尙一九一九年—一九二八年間に法的根據なしに手術されし者は斷種男四五、去勢女三、計四八人と云ふことである。ベルン縣(一九三二)では不詳。

ニ、デンマーク(一九二九)。一九三四年六月一日迄に去勢男六三、斷種男二〇、女八八、計一七一人であつて、比較的去勢を多く施して居るのが目立つて居る。

ホ、ドイツ(一九三三)。施行後最初の一年(一九三四年)の成績は申請八四、五二五件(男四二、九〇三件、女四一、六二二件)處理數六四、四九九件、却下三、六九二件、申請取下其他四、五六三件、斷種を命ぜられた數五六、二四四件(男二八、二八六件、女二七、九五八件)であつて、其の數の夥しきに驚く許りである。尙其の病類別を見れば精神薄弱が約半数を占め、精神分裂病と癲癇が之に次ぎ、この三者で八割以上に達して

391  
626

昭和十四年三月三日印刷  
昭和十四年三月五日發行

(非賣品)

編輯  
行輯  
所兼

印刷  
人

印刷  
所

東京市麹町區大手町  
厚生省豫防局優生課内

民族衛生研究會

東京市小石川區蟹籠町一八五

田名網徳次郎

東京市小石川區蟹籠町一八五

俊文社

居る。施行後今日迄既に四年間經過して居るから其の實施數もこの割で見れば二十萬人以上に上つた事と推察される。優生の目的を達成せんとして全力を盡して居る努力は眞に敬服す可きである。

へ、メキシコ(一九三二)、スエーデン(一九三四)、ノールウェー(一九三四)、フィンランド(一九三五)、エストランド(一九三六)等の諸國の實績は残念乍ら不詳である。

大體以上にて優生斷種法の概要を盡したと思ふ。今日の如き非常時に於いて、頼む可きは只其の國民の力であるが、其の力の源泉たる民族素質の向上を圖る上に優生斷種こそ實に第一義的の制度であると思ふものである。(終)

391  
626

昭和十四年三月三日印刷  
昭和十四年三月五日發行

(非賣品)

編輯  
行輯  
所兼

印刷  
人

印刷  
所

東京市麴町區大手町  
厚生省豫防局優生課内

民族衛生研究會

東京市小石川區駕籠町一八五

田名網徳次郎

東京市小石川區駕籠町一八五

倭文社

居る。施行後今日迄既に四年間經過して居るから其の實施數もこの割で見れば二十萬人以上に上つた事と推察される。優生の目的を達成せんとして全力を盡して居る努力は眞に敬服す可きである。

へ、メキシコ(一九三二)、スエーデン(一九三四)、ノールウェー(一九三四)、フィンランド(一九三五)、エストランド(一九三六)等の諸國の實績は残念乍ら不詳である。

大體以上にて優生斷種法の概要を盡したと思ふ。今日の如き非常時に於いて、頼む可きは其の國民の力であるが、其の力の源泉たる民族素質の向上を圖る上に優生斷種こそ實に第一義的の制度であると思ふものである。(終)

終

